証券コード 6571 2023年9月7日 (電子提供措置の開始日 2023年9月1日)

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号 キュービーネットホールディングス株式会社 代表取締役社長 北 野 泰 男

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

https://www.qbnet.jp/ir/library/meeting/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「キュービーネットホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6571」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年9月26日(火曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

- **1. 日 時** 2023年9月27日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
- **2. 場 所** 東京都渋谷区神宮前5-53-67 東京ウィメンズプラザ ホール
- 3. 目的事項

報告事項 1. 第9期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第9期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)計算書類の内容報告の 件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その 旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」「剰余金の配当等の決定に関する方針」「業務の 適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が 会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部でありま す。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年 **9**月2**7**日(水曜日) **午前10時**(受付開始:午前9時**30**分)



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示の上、切手を貼らずにご 投函ください。

行使期限

2023年9月26日 (火曜日) 午後5時到着分まで



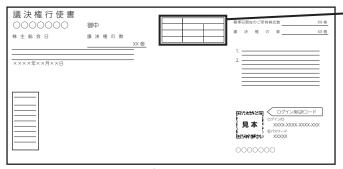
## インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する 賛否をご入力ください。

行使期限

2023年9月26日 (火曜日) 午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合
- 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印
- ≫「否」の欄に○印

#### 第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合
- 全員反対する場合
- 一部の候補者に反対する場合
- 「賛」の欄に〇印
- 「否」の欄に〇印
- 「**賛**」 の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

## インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

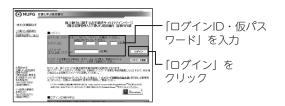
2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



**3** 新しいパスワードを登録する。



**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、その他資本剰余金を原資として、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割り当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき 配当総額	20円 260,899,540円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年9月28日(木曜日)	

### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、候補者全員について、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その意見を尊重した上で取締役会において決議されております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判 断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

## 候補者番号

## 北野 泰男 (きたの やすお)

再任



**生年月日** 1969年6月26日

性別 男性

#### 所有する当社の株式数

392.000株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2005年2月 キュービーネット株式会社入社

2005年9月 同社 取締役経営企画室長

2006年 3 月 同社 取締役管理本部長

2008年9月 同社 専務取締役経営企画室長兼管理本部長

2009年10月 同社 代表取締役社長 (現任)

QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO (現任)

QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO (現任)

2011年6月 QB House (Hong Kong) Limited Director CEO (現任)

2012年2月 台和捷麗有限公司董事(現任)

2016年 9 月 当社 代表取締役社長 (現任)

QB HOUSE USA INC. Director (現任)

2023年 4 月 QB HOUSE CANADA INC. Director (現任)

#### 取締役候補者とした理由

当社及びキュービーネット株式会社の代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般に亘る豊富な知識と経験を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 候補者番号

## 入山 裕左 (いりやま ゆうすけ)

再任



**生年月日** 1974年12月12日

性 別

男性

#### 所有する当社の株式数

91,300株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年 1 月 キュービーネット株式会社 入社

2004年9月 同社 取締役開発事業部長

2006年 3 月 同社 常務取締役開発事業部長

2013年12月 同社 常務取締役営業本部長

2015年 7 月 同社 常務取締役東日本事業本部長

2016年 9 月 当社 常務取締役

2019年9月 当社 専務取締役(現任)

キュービーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長(現任)

#### 取締役候補者とした理由

キュービーネット株式会社の東日本エリアの責任者を務めており、当社グループ全体の営業 戦略及び方針の策定・執行における豊富な知識と経験を有していることから、当社グループ 経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

## 候補者番号

## **壁谷 勝吉** (かべや まさよし)

新任

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2009年10月 キュービーネット株式会社 入社 2012年10月 同社 管理本部経営管理部長

2016年 7 月 当社 管理本部経営管理部長

2019年12月 当社 管理本部統括部長

2022年11月 当社 管理本部副本部長(現任)

キュービーネット株式会社 管理本部副本部長 (現任)

### 取締役候補者とした理由

当社及びキュービーネット株式会社の管理本部副本部長を務めており、当社グループ全体の財務、人事戦略及び方針の策定・執行における豊富な知識と経験を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。



**生年月日** 1967年7月30日

**性別** 男性

#### 所有する当社の株式数

12,000株



**生年月日** 1971年7月14日

**性 別** 男性

### 所有する当社の株式数

84,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2004年 1 月 キュービーネット株式会社 入社

2013年9月 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director (現任)

QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director (現任)

QB House (Hong Kong) Limited Director (現任)

2013年12月 キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 (現任)

2016年 9 月 当社 取締役管理本部長 (現任)

QB HOUSE USA INC. Director (現任)

2018年9月 台和捷麗有限公司董事(現任)

2023年 4 月 QB HOUSE CANADA INC. Director (現任)

#### 取締役候補者とした理由

当社及びキュービーネット株式会社の管理部門の責任者を務めており、海外事業並びに当社グループ全体の財務、人事戦略及び方針の策定・執行における豊富な知識と経験を有していることから、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し更新する予定であるため、各候補者が選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等 委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、候補者全員につ いて、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その意見を尊重 した上で取締役会において決議されております。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

## 候補者番号

## 大宮

(おおみや たつし)

再任 社外 独立

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行

2002年 4 月 最高裁判所司法研修所 入所

2003年10月 東京弁護士会登録

森・濱田松本法律事務所 入所

2012年 7 月 シティ法律事務所 パートナー

2013年12月 キュービーネット株式会社 社外監査役

2014年9月 積水ハウス・リート投資法人 監督役員

2015年 6 月 当社 社外監査役

2017年9月 当社 社外取締役

2018年10月 レックス法律事務所 パートナー

2021年 4 月 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 社外取締役

2021年7月 弁護十法人レックス法律事務所代表計員(現任)

2021年9月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任) キュービーネット株式会社 監査役(現任)

## 男性 所有する当社の株式数

生年月日

1973年9月14日

性 別

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士法人レックス法律事務所 代表社員を務めており、弁護士としての豊富な知識と経験を 有していることから、当社経営への助言と業務執行に対する適切な監督を行っていただくこ とを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

# 🗼 🙀 地 唯夫 (きくち ただお)

再任 社外 独立



**生年月日** 1965年12月4日

**性 別** 男性

#### 所有する当社の株式数

\_

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4 月 株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社あおぞら銀行) 入行

2000年2月 ドイツ証券会社 東京支店 入社

2004年4月 ロイヤル株式会社(現ロイヤルホールディングス株式会社)入社

2010年 3 月 同社 代表取締役社長

2010年5月 株式会社ハブ 社外取締役

2016年3月 ロイヤルホールディングス株式会社代表取締役会長(兼) CEO

2018年2月 当社社外取締役

2019年3月 ロイヤルホールディングス株式会社代表取締役会長(現任)

2020年 4 月 京都大学経営管理大学院 特別教授 (現任)

2021年 9 月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ロイヤルホールディングス株式会社の代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な 知識と経験を有していることから、当社経営への助言と業務執行に対する適切な監督を行っ ていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

## 候補者番号 3 **戸谷 圭子** (とや けいこ)

再任 社外 独立



**生年月日** 1964年2月26日

## **性 別** 女性

#### 所有する当社の株式数

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行)入行

1996年10月 日本NCR株式会社 入社

1999年 7 月 株式会社マーケティング・エクセレンス 代表取締役 2002年 4 月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 特任助教授

2004年6月 経営学博士(筑波大学)

2006年 4 月 東洋大学経営学部 専任講師

2006年7月 株式会社マーケティング・エクセレンス マネージング・ディレクター (現任)

2007年 4 月 同志社大学専門職大学院ビジネス研究科 准教授

2014年 4 月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 専任教授 (現任)

2019年6月 ユアサ商事株式会社 社外取締役

2021年6月 株式会社新日本科学 社外取締役 (現任)

2021年9月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)

ストックホルム商科大学欧州日本研究所 客員研究員 (現任)

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年に亘り経営学及びマーケティング分野の専門家として、多くの企業に助言を行ってきた 経験並びに両分野における高度な専門知識を有していることから、当社経営への助言と業務 執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取 締役候補者といたしました。

## 候補者番号 4

## 播磨 奈央子 (はりま なおこ)

新任 社外 独立



**生年月日** 1980年10月27日

## 性 別

女性

#### 所有する当社の株式数

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所

2007年7月 公認会計士登録

2008年 4 月 播磨奈央子公認会計士事務所 開設、同所代表(現任)

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社(現 ジャパン・ホテル・リー

ト・アドバイザーズ株式会社) 入社

2017年 7 月 日本環境設計株式会社 常勤社外監査役

2018年 1 月 株式会社キノファーマ 社外監査役 (現任)

2018年6月 アツギ株式会社 社外取締役

2019年 1 月 株式会社ビズリーチ 社外監査役

2020年2月 ビジョナル株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任)

株式会社ビズリーチ 監査役 (現任)

2023年 5 月 株式会社Francfranc 社外取締役(監査等委員)(現任)

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有しているとともに、事業会社における社外監査役及び社外取締役等としての経営監督の経験を有していることから、当社経営への助言と業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 播磨奈央子氏の戸籍上の氏名は髙木奈央子であります。
  - 3. 各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、大宮立、菊地唯夫及び 戸谷圭子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、各候補者の再 任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、播磨奈央子氏の選任が承認 された場合は、同様に独立役員とする予定であります。
  - 4. 当社は、大宮立、菊地唯夫及び戸谷圭子の各氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任 を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低 責任限度額であります。各候補者の再任が承認された場合は、各候補者と当該契約を継続する予定で あります。また、播磨奈央子氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
  - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し更新する予定であるため、各候補者が選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
  - 6. 大宮立、菊地唯夫及び戸谷圭子の各氏は現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの当社社外 取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって、大宮立氏は6年、菊地唯夫氏は5年7か月、戸谷 圭子氏は2年であります。

#### (ご参考) スキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案通り承認された場合の当社の役員体制及び取締役が保有する知識と経験は、次のとおりです。

氏名	地位	企業経営	人材育 成・ESG	営業・マーケティング	7° □-N° N	財務・ 会計	法務・ コンプライアンス	M&A・ 新規事業
北野泰男	代表取締役 社長	•	•			•	•	•
入山裕左	専務取締役		•	•				•
壁谷勝吉	取締役 管理本部長		•			•	•	
松本修	取締役		•		•	•		
大宮 立	社外取締役 (監査等委員)					•	•	•
菊地 唯夫	社外取締役 (監査等委員)	•			•	•		•
戸谷 圭子	社外取締役 (監査等委員)		•	•	•		•	
播磨 奈央子	社外取締役 (監査等委員)		•			•	•	•

<sup>※</sup>上記の一覧は、各取締役の保有する知識と経験の全てを表したものではなく、会社として特に発揮を期待するスキルに●印をつけております。

以上

## 事 業 報 告

(2022年7月1日から) (2023年6月30日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」という。)の感染拡大によって起きた事業環境の変化及びスタイリストの採用・労働環境の変化等を踏まえて、2023年6月期(当期)を初年度とする5か年を対象とした新たな中期経営計画「Reborn for 2027」を策定いたしました(以下、「本中期経営計画」という。)。

本中期経営計画では、事業成長の源泉である『お客様』と『働く人:スタイリスト』に選ばれる会社となることを、最も重要な経営方針に定めております。スタイリストの待遇や働き方の改善に向けた人材投資の強化及び人材育成拠点の拡充によって、より多くのスタイリストに選ばれる会社となり、店舗拡大とサービス価値向上による利益成長の事業基盤を構築することを目指しております。

本中期経営計画の初年度である当期は、目標達成に向けた体制強化期間と位置付けており、「スタイリストの定着率向上及び採用強化」等のアクションプランを策定しております。当期のアクションプラン及び主な取り組みは、以下のとおりであります。

区分	アクションプラン	主な取り組み内容				
国内	スタイリストの定着率向上及び採用強化	<ul> <li>・通常の昇給原資に加えて、現場での貢献に対する評価をより手厚くするための昇給原資を確保して、スタイリストの待遇改善を実施</li> <li>・新卒採用、リファラル採用及びアルムナイ採用(元従業員の再雇用)等の採用チャネルの多様化及びインセンティブ導入を含む採用活動の強化により、前年同期を超える採用数を達成</li> <li>・2023年4月に国内7拠点目(サテライト含む)となる研修施設を広島に開校</li> </ul>				
	サービス価格の改定による収益向上	<ul> <li>・ヘアカット需要の回復により、店舗の混雑率は本感染症の流行前の水準を超えて推移する一方で、採用・労働環境の変化により、需要に見合ったスタイリストの人員数が確保できていない状況。お客様に安定的にサービスを提供するためには、スタイリストの更なる待遇改善への投資が必要不可欠と判断し、QB HOUSE、FaSS及びQB PREMIUMの通常価格の改定を決定及び実行</li> <li>業態 改定時期 改定内容(税込) 通常価格1,200円→1,350円 通常価格1,650円→1,800円 通常価格2,200円→2,400円</li> </ul>				
	業務委託店舗の労働 環境改善	・委託取引先との合意により、業務委託の33店舗を直轄運営に切り替え、当該店舗の委託取引先の従業員を当社グループで採用・労働環境改善に向けた委託取引先との定期的な面談の実施				
	出店政策(市場浸透 /市場開発)の変化	・店舗人員の適正化を図るための既存店の統廃合を実施する 一方で、今後の売上成長に資する好立地への出店も実施 ・幅広い顧客層へ対応するため、FaSS・狭小商圏型店舗を 各1店舗、QB PREMIUMを2店舗出店				

区分	アクションプラン		主な取り組み内容					
海外	スタイリストの定着 率向上及び採用強化	昇。サービ る制度改定 ・2022年12	・急激なインフレによって、スタイリストの生活コストが上昇。サービス価格の改定に合わせて、給与及び評価に関する制度改定を実施・2022年12月に海外2拠点目(1拠点目は香港)となる研修施設を台湾に開校					
			・急激なインフレや最低賃金の上昇等の経済環境の変化に対応するため、各国でサービス価格の改定を決定及び実行 地域 業態 改定時期 改定内容					
	サービス価格の改定による収益向上	シンガポール	QB PREMIUM QB HOUSE	2022年8月 2022年10月	SG\$15→SG\$18 SG\$12→SG\$14			
		台湾	QB HOUSE	2023年1月	300元→350元			
		アメリカ	QB HOUSE	2022年12月	\$30→\$35 (オンライン予約のみ)			
		7.7.77	QB HOUSE	2023年1月	\$25→\$30 (通常価格)			

### (業績に関する説明)

当連結会計年度(2022年7月1日~2023年6月30日)は、国内における本感染症の5類感染症への移行もあり、国内・海外ともに本感染症の防疫措置は撤廃又は大幅に緩和され、お客様のヘアカット需要は回復傾向が続いたことから、グループ全体の来店客数は前年同期に比べ増加しました。また、国内・海外ともに、スタイリストの待遇改善に向けた原資確保を主目的として、当初計画よりも前倒しで価格改定を実施しました。

その結果、売上収益は、前年同期に比べ2,182百万円増加(うち、円安に伴う為替影響は544百万円)し、22,746百万円となりました。

#### <国内>

サービス業の需要回復に伴う採用・労働環境の変化により、スタイリストの人員不足の解消が遅れていること等から、定休日や臨時休業が必要となる店舗が増加しました。また、店舗運営人員の適正化による労働環境改善を図るため、店舗の統廃合を実施したこと等により、総稼働席数の供給サイドは前年同期に比べ減少しました。一方で、本感染症の防疫措置の緩和等に伴い、お客様のヘアカット需要は回復傾向が続いており、店舗の混雑率は本感染症の流行前の水準を超えて推移する等、来店客数は増加しました。また、スタイリストの待遇改善に向けた原資確保を主目的として、2023年4月に価格改定を実施したことによる増収がありました。その結果、前年同期に比べ、売上収益は1,374百万円増加しました。

#### <香港>

2022年12月に本感染症の防疫措置は全面的に撤廃され、お客様のヘアカット需要は回復傾向となりましたが、スタイリストの人員不足や閉店等の影響により、前年同期に比べ来店客数は微増に留まりました。その結果、前年同期に比べ、外貨建ての売上収益は微増に留まりましたが、円安の為替影響に伴う増収があったことから、円貨建ての売上収益は332百万円増加しました。

#### <シンガポール>

本感染症の防疫措置は全面的に撤廃されておりますが、テレワーク勤務の定着等により都心の店舗への影響は残っております。スタイリストの人員不足や閉店等の影響により、前年同期に比べ来店客数は減少しましたが、2022年8月及び10月に価格改定を実施したことによる増収がありました。その結果、前年同期に比べ、外貨建ての売上収益は増加し、円安の為替影響に伴う増収もあったことから、円貨建ての売上収益は190百万円増加しました。

#### <台湾>

本感染症の防疫措置は全面的に撤廃されており、来店客数は順調に回復しました。さらに、2023年1月に価格改定を実施したことによる増収がありました。その結果、前年同期に比べ、外貨建ての売上収益は増加し、円安の為替影響に伴う増収もあったことから、円貨建ての売上収益は168百万円増加しました。

### <アメリカ (ニューヨーク) >

本感染症の防疫措置は、国内及びアジアよりも早期に撤廃されており、来店客数は順調に回復しました。さらに、2023年1月に価格改定を実施したことによる増収がありました。その結果、前年同期に比べ、外貨建ての売上収益は増加し、円安の為替影響に伴う増収もあったことから、円貨建ての売上収益は116百万円増加しました。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	当連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	増減額	増減額 (為替影響除く)
国内	17,119	18,493	1,374	_
海外	3,444	4,253	808	263
香港	1,795	2,127	332	35
シンガポール	897	1,088	190	36
台湾	549	717	168	120
アメリカ	202	319	116	71
連結	20,564	22,746	2,182	263

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

売上原価は、前年同期に比べ923百万円増加(うち、円安に伴う為替影響は439百万円) し、17,460百万円となりました。主な増減内容は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

項目	増減額	為替影響以外の主な増減理由
1 /	689	業務委託店舗の直轄化に伴うスタイリストの増加
人件費	(249)	未務安託店舗の巨轄化に作り入りイリストの増加
<b></b>	250	売上収益の増加に伴う歩合賃料の増加
貝付	(134)	冗工収益の垣別に計フ少ロ貝科の塩加

(注) 括弧内の数値は、円安に伴う為替影響による増減額を記載しております。

販売費及び一般管理費は、前年同期に比べ499百万円増加(うち、円安に伴う為替影響は69百万円)し、3,121百万円となりました。主な増減内容は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

		(十世・日/51 3/
項目	増減額	為替影響以外の主な増減理由
1 / #	147	
人件費	(31)	社内へアカットスクール研修生の増加
賞与	113	
貝子	(2)	国内の業績手当の増加 
求人費	113	   国内での採用強化に伴うスタイリスト求人費用の増加
水八貫 	(0)	国内での抹用短孔に作うスタイリスト氷入負用の培加 

(注) 括弧内の数値は、円安に伴う為替影響による増減額を記載しております。

その他の営業収益は、前年同期に比べ91百万円減少し、65百万円となりました。また、その他の営業費用は、店舗資産の減損損失が減少したこと等により前年同期に比べ71百万円減少し、91百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は22,746百万円(前連結会計年度比10.6%増)、営業利益は2,138百万円(同52.9%増)、税引前利益は1,990百万円(同59.2%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,444百万円(同68.5%増)となりました。

店舗展開につきましては、18店舗出店いたしました。出店地域は、国内に14店舗、海外は台湾に4店舗であります。また、労働環境改善策として店舗の統廃合を実施したこと等により37店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は、前連結会計年度末より19店舗減少し、701店舗となりました。

なお、当社グループはヘアカット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店や既存店のリニューアルを主な目的として設備投資を実施 し、全体での設備投資の額は439百万円となりました。

### 3. 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの新規借入実行はありません。

なお、当社グループの融資枠は、コミットメントライン契約及び当座貸越契約による融資枠の総額4,000百万円となります。当該融資枠の当連結会計年度末における借入実行残高は1,000百万円であります。

## 4. 財産及び損益の状況

区分		第6期 (2020年6月期)	第7期 (2021年6月期)	第8期 (2022年6月期)	第9期 (2023年6月期) (当連結会計年度)			
			(国際会計基準)	(国際会計基準)	(国際会計基準)	(国際会計基準)		
売	上		収	益	19,089	18,933	20,564	22,746
営	業		利	益	239	463	1,398	2,138
税	31	前	利	益	98	286	1,250	1,990
親会社	せの所有者(	こ帰属	属する当期	期利益	104	243	856	1,444
基本	的1株当た	こり当	当期利益	(円)	8.29	19.09	66.55	111.13
資	産		合	計	32,721	30,634	29,736	31,108
親会	社の所有る	者にり	帰属する	持分	9,786	10,156	11,387	12,874
1株当	当たり親会社	所有	者帰属持分	分 (円)	768.46	792.22	879.85	986.96

## 5. 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」という。)の感染拡大によって起きた事業環境の変化及びスタイリストの採用・労働環境の変化等を踏まえて、2023年6月期を初年度とする5か年を対象とした新たな中期経営計画「Reborn for 2027」を策定いたしました。

本中期経営計画は、これまで培ってきた当社グループの強みを事業環境の変化に適応させながら、さらに進化・発展させ、長期にわたって安定的に企業価値を向上できる基盤を構築するための経営目標、経営方針を策定したものであります。

本中期経営計画では、事業成長の源泉である『お客様』と『働く人:スタイリスト』に選ばれる会社となることを、最も重要な経営方針と位置付けております。スタイリストの待遇や働き方の改善に向けた人材投資を強化するほか、人材育成拠点の拡充を国内・海外で進めることで、従業員満足度の向上を図り、より多くのスタイリストに選ばれる会社となることを目指します。

当社グループで働くスタイリストの定着率を高めながら、新たな採用チャネルの拡充により採用数も伸ばすことで、国内の出店余地への新規出店によるシェア拡大、海外の既存国の再成長及び新しい都市への進出等、店舗拡大による事業成長を図ってまいります。

また、人材育成拠点の拡充によるスタイリストのカット技術・接客サービスの向上に加えて、新しい券売機の導入やアプリ開発等によるサービス拡充によりお客様の利便性を高めることで、サービス価値向上による事業成長も図ってまいります。

店舗拡大とサービス価値向上による収益拡大で得た資金を、スタイリストの人材投資に再分配することで、さらにスタイリストに選ばれる会社となり、次の店舗拡大とサービス価値向上による収益拡大につなげる、この事業成長を促す好循環を実現することで、長期にわたって安定的に企業価値を向上できる基盤を構築してまいります。

本中期経営計画の2年目である次期(2024年6月期)は、本感染症の流行前におけるスタイリストの純増数に戻すことを最優先の経営課題と捉えて、スタイリストの採用及び定着について、実効性のある待遇や働き方の改善並びに人材育成の施策に取り組んでまいります。これらの取り組みによってスタイリストの純増を早期に実現し、既存店の高いヘアカット需要に対応できるシフト配置を強化するとともに、年度の後半からは新規出店を増やし、店舗拡大による安定成長の体制を構築することを計画しております。

具体的には、スタイリストの多様なニーズを踏まえて、「収入」「休暇」「働きやすさ」「働きがい」「安心・安全」の多面的な観点から、改善策を実行してまいります。特に「収入」の観点については、価格改定によって得られた資金を原資として、ベースアップ、各種手当の拡充及び人事評価による昇給等、採用及び定着の両面に資する大規模な待遇改善を計画しております。さらに、「休暇」「働きやすさ」「働きがい」「安心・安全」の観点についても、既に実行している施策を改善・強化するとともに、検討段階の施策を順次実行していくことを目指してまいります。これらの取り組みを踏まえた次期の連結業績見通しは、以下のとおりであります。

	2023年6月期 (実績)	2024年6月期 (業績予想)	2027年6月期 (計画)
売上収益	227億46百万円	247億30百万円	300億円
営業利益	21億38百万円	24億円	30億円
親会社の所有者に帰属する当期利益	14億44百万円	16億円	19億円

## 6. 主要な事業内容(2023年6月30日現在)

当社グループは、ヘアカット専門店「QB HOUSE」並びに多様なニーズに合わせた業態である「QB PREMIUM」及び「FaSS」の店舗展開により、ヘアカットサービスを提供しております。

7. **主要な営業所並びに従業員の状況** (2023年6月30日現在)

(1) 主要な営業所

本店 東京都渋谷区 大阪支店 大阪市北区

- (2) 従業員の状況
- ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,248名 (452名)	75名増 (47名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及びパートタイマー)は、( )内に外数で 記載しております。
  - 2. 当社グループは、ヘアカット事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数		
4名(-)	1名減 (-)	47.5歳	5.9年		

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及びパートタイマー)は、( )内に外数で記載しております。
  - 2. 当社は持株会社のため、セグメント別の記載を省略しております。

## 8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率			主要	な事業	内容		
キュービーネット株式会社	10百万円	100%	^	ア	カ	ツ	<b> </b>	事	業
QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.	6百万SGD	100%	アシ	シアに	おける	る海外	十子会	社の	統括
QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD.	2百万SGD	100% (100%)	^	ア	カ	ツ	<b> </b>	事	業
QB House (Hong Kong) Limited	14百万HKD	100% (100%)	^	ア	カ	ツ	<b> </b>	事	業
台和捷麗有限公司	39百万TWD	100% (100%)	^	ア	カ	ツ	<b> </b>	事	業
QB HOUSE USA INC.	500千USD	100%	^	ア	カ	ツ	<b> </b>	事	業
QB HOUSE CANADA INC.	30万CAD	100%	^	ア	カ	ツ	<b> </b>	事	業

<sup>(</sup>注) 出資比率の() 内は間接保有を内数で示しております。

#### (3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	キュービーネット株式会社
住所	東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,089百万円
当社の総資産額	6,359百万円

### 9. 重要な企業結合等

- (1) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割 該当事項はありません。
- (2) 他の会社の事業の譲受け該当事項はありません。
- (3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継該当事項はありません。
- (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 当社は、2022年11月14日にカナダに新会社を設立することを決議し、2023年4月 14日にQB HOUSE CANADA INC.を設立しました。

## 10. 主要な借入先及び借入額 (2023年6月30日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,807
株式会社三井住友銀行	2,449
株式会社みずほ銀行	1,732
株式会社りそな銀行	460

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

48,000,000株

2. 発行済株式の総数

13,045,100株

3. 当事業年度末の株主数

5,360名

## 4. 上位10名の株主 (2023年6月30日現在)

株 主 名	持株数(株)	持 株 比 率 (%)		
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	2,395,300	18.36		
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,987,800	15.24		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,843,100	14.13		
インテグラル株式会社	592,300	4.54		
北野泰男	392,000	3.00		
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	293,846	2.25		
GOVERNMENT OF NORWAY	272,300	2.09		
JPモルガン証券株式会社	250,911	1.92		
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	227,700	1.75		
野村證券株式会社	222,500	1.71		

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式123株を控除し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 3 会社役員に関する事項

## 1. 取締役の氏名等 (2023年6月30日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北野泰男	キュービーネット株式会社 代表取締役社長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO QB House (Hong Kong) Limited Director CEO 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director QB HOUSE CANADA INC. Director
専務取締役	入 山 裕 左	キュービーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長
取 締 役	宮 﨑 誠	キュービーネット株式会社 取締役西日本事業本部長
取締役管理本部長	松本修	キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director QB House (Hong Kong) Limited Director 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director QB HOUSE CANADA INC. Director
取締役(監査等委員)	大宮立	キュービーネット株式会社 監査役 弁護士法人レックス法律事務所 代表社員 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 社外取締役
取締役(監査等委員)	菊地唯夫	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長 京都大学経営管理大学院 特別教授
取締役(監査等委員)	斎藤 敏 一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長 執行役員 スポーツ庁スポーツ審議会 臨時委員 株式会社東急スポーツオアシス 取締役
取締役(監査等委員)	戸谷圭子	明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 専任教授株式会社マーケティング・エクセレンス マネージング・ディレクター株式会社新日本科学 社外取締役ストックホルム商科大学欧州日本研究所 客員研究員

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 大宮立、菊地唯夫、斎藤敏一及び戸谷圭子の各氏は、社外取締役であります。
  - 2. 取締役(監査等委員) 大宮立氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
  - 3. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要とされていないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
  - 4. 当社は取締役(監査等委員) 大宮立、菊地唯夫、斎藤敏一及び戸谷圭子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 2. 責任限定契約の内容の概要

各監査等委員である取締役と当社は、会社法第423条第1項の賠償責任について、賠償 責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額としております。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しています。

### 4. 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### (イ) 基本方針

QBハウスグループの基本方針は、余計なものを捨てる、減らす、省くことで見えてくる、本当に大切なことだけに集中することで、お客様の快適な暮らしに貢献することである。接客応対を中心とするサービス業においては、「人が成長した分だけ企業は成長できる」という考えのもと、社員の成長に真剣に向き合い、「働きやすさ」と「働きがい」を互いに支え合える「円満」な組織づくりに注力し、短期的な利益を重視した考えに偏ることなく、長期的な視野に立って持続的な成長を目指す。

このような考えの下、当社の取締役の報酬は、一時的な短期業績に連動させるのではなく、長期にわたり持続的な成長を図る環境の構築を実現することに向けたインセンティブとするべく、月例の固定報酬のみで構成し、これを現金で支給することとする。

(ロ) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従事者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとする。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の金額は、独立社外取締役を委員長とし社外取締役が 過半数を構成する指名・報酬委員会において審議を行い、答申を得た上で、取締役 会の決議により決定する。

#### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等(	対象となる 役員の員数		
区 分	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(人)
取締役(監査等委員で 除く) (うち社外取締役)	102 (—)	102 (—)	— (—)	_ (—)	<u>4</u> (—)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	24 (24)	24 (24)	_ (—)	_ (—)	4 (4)
合 計	126 (24)	126 (24)	_ (—)	_ (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、この(注) 1 において「取締役」という。)の報酬額は、2021年9月22日開催の定時株主総会において年額170百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(社外取締役は0名)でありました。
  - 2. 監査等委員である取締役の報酬額は、2021年9月22日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名(社外監査等委員は4名)でありました。
  - 3. 取締役会は、指名・報酬委員会に対し各取締役の報酬等の額について諮問し、同委員会は審議の後、取締役会に対して答申を行います。なお、委員長は、社外取締役(監査等委員)菊地唯夫氏、構成員は代表取締役社長北野泰男氏及び社外取締役(監査等委員)戸谷圭子氏であります。

## 5. 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

氏	名	地 位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係		
大宮	<u> </u>	取締役(監査等委員)	弁護士法人レックス法律事務所 代表社員	取引関係はありません。		
菊地	唯夫	取締役(監査等委員)	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長	取引関係はありません。		
文志			石h 阳位40. (6)木笠子口)		株式会社ルネサンス 代表取締役会長執行役員	取引関係はありません。
斎藤	敏一	取締役(監査等委員)	株式会社東急スポーツオアシス 取締役	取引関係はありません。		
戸谷	圭子	取締役(監査等委員)	株式会社マーケティング・エクセレンス マネージング・ディレクター	取引関係はありません。		

### ② 他の法人等の社外役員との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏	名	地 位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
大宮	<del>\</del>	n.按你 / 於木华禾二\	株式会社ビッグツリーテクノロジー &コンサルティング 社外取締役	取引関係はありません。
人名	1/	立 取締役(監査等委員) · - -	キュービーネット株式会社 監査役	当社の完全子会社であり ます。
戸谷	圭子	取締役(監査等委員)	株式会社新日本科学 社外取締役	取引関係はありません。

③ 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

## ④ 当期における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 への出席状況 (出席率)	監査等委員会 への出席状況 (出席率)	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割の概要
取 締 役 (監査等委員)	大宮 立	15回/15回中 (100%)	14回/14回中 (100%)	弁護士としての豊富な知識と経験をもとに、専門的な見地から適宜発言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	菊地 唯夫	15回/15回中 (100%)	14回/14回中 (100%)	経営者としての豊富な知識と経験をもとに、経営全般に助言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を主導しております。
取 締 役 (監査等委員)	斎藤 敏一	15回/15回中 (100%)	14回/14回中 (100%)	経営者としての豊富な知識と経験をもとに、経営全般に助言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	戸谷 圭子	15回/15回中 (100%)	14回/14回中 (100%)	経営学及びマーケティング分野の専門家としての豊富な知識と経験をもとに、専門的な見地から適宜発言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を担っております。

## 4 会計監査人に関する事項

## 1. 名称

EY新日本有限責任監查法人

### 2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額 41百万円

41百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務 指針」を踏まえ、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確 認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額に ついて会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 3. 当社の連結子会社の一部は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属している Ernst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 連結財政状態計算書

(2023年6月30日現在)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	5,800	流動負債	6,609
現金及び現金同等物	4,432	営業債務及びその他の債務	261
営業債権及びその他の債権	972	借入金	1,692
その他の金融資産	15	リース負債	2,397
棚卸資産		未払法人所得税等	372
	237	その他の金融負債	82
未収法人所得税等	13	その他の流動負債	1,802
その他の流動資産	129	非流動負債	11,624
非流動資産	25,308	借入金	7,714
有 形 固 定 資 産	1,213	リース負債	3,067
   使用権資産	5,605	その他の金融負債	52
$\int $	15,430	繰延税金負債	39
無形資産	120	引 当 金	740
		その他の非流動負債	9
その他の金融資産	2,004	負債合計	18,233
操 延 税 金 資 産	822	【資本の部】	40.074
その他の非流動資産	112	親会社の所有者に帰属する持分合計	12,874
		資 本 金	1,326
		資本剰余金	4,736
		利 益 剰 余 金	6,431
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	379
		資本合計	12,874
資 産 合 計	31,108	負債・資本合計	31,108

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年7月1日から) (2023年6月30日まで)

		₹	科						金額
売		上		収		益			22,746
売		上		原		価			△17,460
	売	١	E	総		利	益	査	5,285
そ	の	他	の営	業	収	益			65
販	売 費	<b>費</b> 及	びー	般管	き 理	費			△3,121
そ	の	他	の営	業	費	用			△91
	営		業		利		益	査	2,138
金		融		収		益			18
金		融		費		用			△165
	税	3	1	前		利	益	査	1,990
法	人	所	得	税	費	用			△546
	当		期		利		益	査	1,444
当	期	利	益	の	帰	属			
	親	会	社	の	所		有 着	\$	1,444
	当		期		利		益	査	1,444

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

## 貸借 対 照 表

(2023年6月30日現在)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	1,679	流動負債	43
現金及び預金	500	未 払 金	17
関係会社短期貸付金	1,130	未 払 費 用	3
未 収 入 金	46	未 払 法 人 税 等	11
その他	1	預 り 金	4
固定資産	4,680	そ の 他	6
投資その他の資産	4,680	負 債 合 計	43
関係会社株式	4,589	【純 資 産 の 部】	
その他	90	株 主 資 本	6,249
		資 本 金	1,326
		資 本 剰 余 金	4,736
		資 本 準 備 金	3,365
		その他資本剰余金	1,371
		利 益 剰 余 金	185
		その他利益剰余金	185
		繰 越 利 益 剰 余 金	185
		自 己 株 式	△0
		新 株 予 約 権	67
		純 資 産 合 計	6,316
資 産 合 計	6,359	負債・純資産合計	6,359

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

## 損益計算書

(2022年7月1日から) (2023年6月30日まで)

								(十四・日/51 1/
		科						金額
営		業	収		益	i		419
営		業	費		用			381
	営		業	禾	IJ		益	38
営		業	外	収	益	i		19
	経		常	禾	IJ		益	57
特		別	利		益	i		0
	税	引育	前当	期	純	利	益	58
	法	人税、	住 民	税 及	$Q_{i}$	事 業	税	18
	法	人	税	筝 訴	5	整	額	1
	当	期	糸	ŧ	利		益	38

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月21日

キュービーネットホールディングス株式会社 取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川雅臣 業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野裕基業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、キュービーネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月21日

キュービーネットホールディングス株式会社 取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川雅臣業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野裕基業務 執行社員 公認会計士 中野裕基

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他の使用人等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含めて、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月22日

キュービーネットホールディングス株式会社 監査等委員会

 監査等委員
 大 宮 立 印

 監査等委員
 菊 地 唯 夫 印

 監査等委員
 斎 藤 敏 一 印

 監査等委員
 戸 谷 圭 子 印

(注) 監査等委員である大宮立、菊地唯夫、斎藤敏一及び戸谷圭子は、会社法第2条第15号及び第331条第6 項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株 主 総 会 会場ご案内図

会 場

## 東京ウィメンズプラザ ホール

東京都渋谷区神宮前5-53-67



### ■交通のご案内

JR・東急東横線・京王井の頭線・東京メトロ副都心線 東京メトロ副都心線 渋谷駅

宮益坂口 徒歩12分 東京メトロ銀座線・半蔵門線・

<sup>千代田線</sup> 表参道駅 B2出口 徒歩7分

都バス(渋88系統) 青山学院前バス停 徒歩2分

※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

